2　前項の規定による書面の交付の求めをしようとする請求者は、次に掲げる事項を記載した交付請求書を対象土地の所在地を管轄する市町村長に提出しなければならない。

一　請求者の氏名又は名称及び住所
二　対象土地の所在及び地番
三　事業の種類及び内容
四　土地所有者等関連情報の提供を求める理由
五　土地所有者等関連情報の提供を求めるために必要な氏名及び本籍又は住所
六　前各号に掲げるもののほか、土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

3　前項の交付請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　請求者の住民票の写し又はこれに代わる書類（請求者が法人である場合にあっては、当該法人の登記事項証明書）
二　対象土地の登記事項証明書
三　事業の実施に関して行政機関の長の許可、認可その他の処分を必要とする場合においては、これらの処分があったことを証する書類又は当該行政機関の長の意見書
四　前号に掲げるもののほか、事業を実施する意思を有することを疎明する書類
五　土地所有者等の探索の過程において得られた前項第四号に掲げる事項を明らかにする書類
六　請求者（法人である場合にあっては、その役員）が暴力団員等に該当しないことを誓約する書類

（土地に工作物を設置している者等に対する土地所有者等関連情報の提供の請求手続）

第七条　法第三十九条第五項の規定による土地所有者等関連情報の提供の求めをしようとする国の行政機関の長等は、次に掲げる事項を記載した情報提供請求書を対象土地に工作物を設置している者その他の者に提出しなければならない。

一　当該求めをする国又は地方公共団体の機関の名称
二　対象土地の所在及び地番
三　事業の種類及び内容
四　土地所有者等関連情報の提供を求める理由
五　前各号に掲げるもののほか、土地所有者等関連情報の提供について必要な事項

2　前項の情報提供請求書には、次に掲げる書類を添付しなければならない。

一　対象土地の登記事項証明書
二　土地所有者等の探索の過程において得られた前項第四号に掲げる事項を明らかにする書類

（職員の派遣の要請手続）

第八条　法第四十一条の規定による職員の派遣の要請をしようとする地方公共団体の長は、次に掲げる事項を記載した職員派遣要請書を国土交通大臣に提出しなければならない。

一　事業の種類及び内容
二　派遣を要請する理由
三　前二号に掲げるもののほか、職員の派遣について必要な事項

（権限の委任）

第九条　法第四十一条に規定する国土交通大臣の権限は、地方整備局長及び北海道開発局長に委任する。ただし、国土交通大臣が自ら行うことを妨げない。

附　則

（施行期日）

第一条　この省令は、法の施行の日（平成三十年十一月十五日）から施行する。

（国土交通省組織規則の一部改正）

第二条　国土交通省組織規則（平成十三年国土交通省令第一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官）	（土地収用管理室及び交通安全対策室並びに政策企画官）
第十六条　（略）	**第十六条**　（略）
2　土地収用管理室は、土地の使用及び収用に関する事務（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定による大深度地下及び所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）の規定による所有者不明土地に関することを除く。）をつかさどる。	2　土地収用管理室は、土地の使用及び収用に関する事務（大深度地下の公共的使用に関する特別措置法（平成十二年法律第八十七号）の規定による大深度地下に関することを除く。）をつかさどる。
3～6　（略）	3～6　（略）

（地方整備局組織規則の一部改正）

第三条　地方整備局組織規則（平成十三年国土交通省令第二十一号）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げるその標記部分に二重傍線を付した規定（以下この条及び次条において「対象規定」という。）は、改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
（用地部の所掌事務）	（用地部の所掌事務）
第十二条　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第十二条**　用地部は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～九　（略）	一～九　（略）
十　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法（平成三十年法律第四十九号）第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。	（新設）
十一～十三　（略）	十～十二　（略）
（用地企画課の所掌事務）	（用地企画課の所掌事務）
第百三十二条　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。	**第百三十二条**　用地企画課は、次に掲げる事務をつかさどる。
一～六　（略）	一～六　（略）
七　所有者不明土地の利用の円滑化等に関する特別措置法第四十一条の規定による職員の派遣に関すること。	（新設）
八～十一　（略）	七～十　（略）